

タイにおける現地エージェント営業業務
委託事業者募集要領

1. 業務概要

(1) 業務名

タイにおける現地エージェント営業業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 協定期間

協定締結の日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 予算上限額

金1,320,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす日本国内の法人又は法人以外の団体もしくは次の要件に準ずるタイ国内の法人又は法人以外の団体で、徳島県観光協会との緊密な連携体制が確保できる団体とする。

- (1) 本業務について十分に理解し、適正に遂行できる能力を有する者。
- (2) 本業務の実施に当たり、徳島県観光協会や関係者との打ち合わせ等に適切に対応できること。
- (3) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 雇用保険の適用事業所であり、雇用保険料を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務に関する実績を有すること。

3. 企画提案書の作成及び提出方法等

(1) 提出書類・部数

- ① 参加申込書（様式 1） 1 部
- ② 応募申込書（様式 2） 1 部
- ③ 参加資格確認書（様式 3） 1 部
- ④ 企画提案書（様式 4） 6 部
- ⑤ 見積書（自由様式） 6 部
- ⑥ 事業内容の補足説明資料（様式任意、左肩 1 箇所止め） 6 部
- ⑦ 法人関係書類 各 6 部

- ・ 団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等）
※既存の資料（会社パンフレット等）に代えることができる。
- ・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書の写し）
- ・ 他団体との間で類似業務実績を示す資料

※以下の項目について明瞭に記載すること。

- ・ 企画提案書の基本コンセプト
- ・ 具体的な企画案
- ・ 業務実施体制
（業務に携わる主な職員の役割、連携する主な団体、機関とその役割）
- ・ 実施スケジュール
- ・ 経費の見積及び内訳

※「企画提案書（様式 4）」及び「事業内容の補足説明資料」については、併せて 10 ページ 程度を目安として作成すること。

(2) 提出の条件

- ① 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- ② 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合がある。
- ③ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ④ 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- ⑤ この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(3) 提出期限・方法

① 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和 5 年 9 月 22 日（金）12 時（日本時間）までに、「参加申込書（様式 1）」を電子メールにより下記 9 まで提出すること。

② 企画提案書等の提出

令和5年9月29日（金）12時（日本時間）【必着】までに3（1）②～⑤に記載する書類等を下記9まで持参又は郵送（期間内必着）提出すること。海外からの提出については、メールによる提出も可能とする。

なお、参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、「辞退届（様式6）」をメールにより、同日時まで提出すること。

4. 質疑等

企画提案書の提出に際し、不明な点がある場合の質問については以下の通りとする。

- (1) 受付方法：「募集要領等に関する質問票（様式5）」を電子メール提出すること。
- (2) 受付窓口：9. 応募・照会先
- (3) 受付期間：徳島県観光協会HPへ掲載後から
令和5年9月21日（木）12時（日本時間）まで
- (4) 回答方法：原則として令和5年9月21日（木）までに電子メールにより回答する。
- (5) その他：E-mail で質問を提出する場合は、「件名」に【質問：タイにおける現地エージェント営業業務】と明記すること。
※なお、評価基準の配点等の質問は受け付けない。

5. 選定方法

- (1) 提出された企画提案書については、徳島県観光協会が別に設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、協定候補者を選定する。また、参加者が1社だった場合は、総合的に評価して協定候補者として適否を判断する。
- (2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行う。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ① 上限を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
 - ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - ③ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ④ その他、事業体の構成員とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。

6. 審査結果

審査の結果については、すべての提案者に書面で通知する。

7. スケジュール

令和5年	9月20日(水)	募集及び質問受付開始
	9月21日(木) 正午	質問の受付締切
	9月21日(木)	質問への回答
	9月22日(金)	参加申込締切
	9月29日(金) 正午	企画提案書の提出締切(辞退の場合は辞退届)
10月	3日(火)	契約締結・業務開始

8. 契約の締結

- (1) 契約に当たっては、選定された企画内容を直ちに業務内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って委託業務内容についての協議・調整を行った上で、徳島県観光協会と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 別紙「仕様書」は、当該事業の最低水準を示すものである。したがって、契約候補者の企画提案内容によっては、徳島県観光協会と提案者との協議等の結果に基づき、仕様書の業務内容が追加され、又は修正される場合がある。
- (3) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を契約候補者として、業務内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

9. 応募・照会先

一般財団法人徳島県観光協会 観光・コンベンション振興課(担当:石炉)
〒770-8055 徳島県徳島市山城町東浜傍示1-1
電話番号 088-624-5140
FAX 088-625-8469
E-mail info@tokushima-kankou.or.jp

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価し、特定された提案書の応募者を、協定の相手方として特定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

以下の内容が期待できるものであるか。

- ① 徳島県が実施するタイでのセールス活動等において、十分な支援
- ② 徳島県情報の現地航空会社、旅行会社、メディア等への幅広い提供
- ③ 物品の適切な保管・運搬
- ④ タイ住民への徳島県への来訪意欲を高める提案
- ⑤ タイにおけるプロモーション活動の実施に必要な知見・経験

(3) 業務遂行の確実性

業務を円滑かつ安定的に遂行できる専門的知識と組織体制を有し、徳島県観光協会との連携体制がとれているか。

(4) 予算の妥当性

提案内容が予算的に妥当なものであり、経費の効率的な執行の実行可能性があるか。

2. 特定方法

(1) 委員が、企画提案書ごとに各評価項目について点数を記入する。

(2) 委員の評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。

(3) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。